

処遇改善加算等について

○福祉・介護職員処遇改善加算

福祉・介護職員の賃金改善のために平成24年に創設されました。その後、昇給に結び付くキャリアアップ制度の仕組みを構築し、スタッフの資質を向上させることや環境を整備することで、スタッフの定着をはかることで加算を充実させました。

福成会では、次の取り組みを行って、要件1を満たしています。

1. キャリアアップ要件

- ◆ スタッフの任用における職位、職責又は職務内容の要件を定めています。
- ◆ 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めています。
- ◆ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、スタッフに周知しています。

2. 職場環境などの要件

- ◆ 資質の向上
 - ・ 資格取得を目指すスタッフに、研修の受講・資格助成制度による費用の支援
 - ・ 研修の受講や人事考課との連動
- ◆ 労働環境・処遇の改善
 - ・ 新人スタッフの早期離職防止のためのメンター（新人指導担当者）制度の導入
 - ・ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度の充実整備
 - ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々のスタッフの気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
 - ・ 事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
 - ・ 健康診断などの健康管理面の強化
- ◆ その他
 - ・ 非正規スタッフから正規スタッフへの転換
 - ・ 障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人財育成理念の見える化

○福祉・介護職員等特定処遇改善加算

福祉・介護職員処遇改善加算に加え、令和元年度から福祉・介護職員等特定処遇改善加算が創設されました。従来に加え、経験・技能のあるスタッフ（障害福祉人材）に、さらなる処遇改善を行うものです。